

## 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

### 1 制限措置の内容

#### その1

- (1) 漁業種類 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 80キロワット（25馬力）以下  
 （なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。以下同じ。）
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）、第2海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音崎突端（北緯35度15分23秒東経139度44分45秒の点）を順次結んだ線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	210隻
富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）、第2海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、北緯35度17分16秒東経139	〃	9隻

度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端（北緯 35 度 15 分 23 秒東経 139 度 44 分 45 秒の点）を順次結んだ線から富津市萩生と同市金谷との境（通称ぼら口）と神奈川県横須賀市東浦賀明神埼突端とを結んだ線に至る間の千葉県海面		
富津市萩生と同市金谷との境（通称ぼら口）と神奈川県横須賀市東浦賀明神埼突端とを結んだ線から館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面	〃	2 隻

その 2

- (1) 漁業種類 自家用えさびき網漁業（手繰第 2 種漁業のうち、釣り又ははえ縄により行う漁業のための自家用餌料の採捕を目的とする漁業をいう。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 15 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
富津市萩生と同市金谷との境（通称ぼら口）と神奈川県横須賀市東浦賀明神埼突端とを結んだ線から館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	1 隻
鴨川市入道ヶ埼正南の線からいすみ市太東埼灯台正東の線に至る間の千葉県海面	〃	3 8 隻
いすみ市八幡埼正東の線から銚子市地	〃	1 3 4 隻

その3

(1) 漁業種類 手繰第3種漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり

(3) 船舶の総トン数 下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数 下表の操業区域1の欄に掲げる操業区域において操業する船舶 80キロワット(25馬力)以下

下表の操業区域2の欄に掲げる操業区域において操業する船舶 総トン数4トン未満の船舶にあつては330キロワット(70馬力)以下、総トン数4トン以上6トン未満の船舶にあつては450キロワット(90馬力)以下、総トン数6トン以上10トン以下の船舶にあつては540キロワット(120馬力)以下。ただし、動力漁船の性能の基準(昭和57年農林水産省告示第1091号)第4項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。

(5) 操業区域 下表のとおり

(6) 漁業時期 周年

(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1	富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の千葉県海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。	15トン未満	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	226隻
2	旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設	10トン以下	〃	120隻

	置した標柱（漁業権基点北1号）正東の線に囲まれた千葉県海面			
--	-------------------------------	--	--	--

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年6月15日から7月14日まで